

天理教語学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は語学教育、及び天理教教義に基づいた信条教育を施し、広く国際社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は天理教語学院という。

(位置)

第3条 本校は、奈良県天理市布留町 200 番地 1 に置く。

第2章 学科、修業期間、収容定員及び休業日

(学科・修業期間・収容定員)

第4条 本校の学科、修業期間及び定員は、次のとおりとする。

学 科 名	修業期間	収容定員	備 考
日 本 語 科	1 年間	40 名	すべて 4 月生
おやさとふせこみ科	1 年間	20 名	すべて 4 月生
伝 道 語 学 科	1 年間	60 名	すべて 4 月生
伝 道 実 習 科	1 年間	10 名	すべて 4 月生

(始期・終期)

第5条 本校の各学科は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 中期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 後期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (4) 冬期休業 12 月 20 日から 1 月 8 日まで

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の開始及び終了時刻)

第7条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

4月～10月 9時00分から15時50分

11月～3月 9時20分から16時00分

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここでは一授業時間を50分とする。

(1) 日本語科

授 業 科 目	内 容	週当たり時間	年 間 時 間
日 本 語 1 ～ 3	基本的な語彙・文型・表記の学習からやや高度な理解・表現能力を身に付けるまでを学ぶ。	20 時間	620 時間
会 話	主教材の進度に合わせた会話練習 相手や状況に合わせて待遇表現を使い、自分の考えを一通り伝える練習を行う。	1 時間	31 時間
読 解	主教材の進度に合わせた読解練習 未習の語彙、表現を含む文章を読み取る練習を行う。	1 時間	31 時間
聴 解	主教材の進度に合わせた聴解練習 未習の語彙、表現を含む会話などから必要な情報を聞き取りメモを取る練習を行う。	1 時間	31 時間
作 文	主教材の進度に合わせた作文練習 文章の構成に気をつけながらある程度まとまった文章を書く練習を行う。	1 時間	31 時間
日 本 事 情	地理・歴史・習慣等を含む日本の諸事情を簡単に学ぶ。	1 時間	31 時間
合 計		25 時間	775 時間

(2) おやさとふせこみ科

授 業 科 目	内 容	週当たり時間	年 間 時 間
天 理 教 教 理	天理教の三原典の理解を深め、教義の研鑽につとめる。	6 時間	186 時間
天理教祭儀演習	一年を通して、おてふり、鳴物、祭儀式を習得し、毎月一度おつとめまなびを行う。	4 時間	124 時間
日 本 語	日本語能力中級程度の学力を持つ者が、更に読解力を身につけ、豊かな表現力を養う。	9 時間	279 時間
教 理 実 習 A	毎日学習している教理や日本語を使って、海外部で実習を行う。	9 時間	279 時間
教 理 実 習 B	布教実習、教会実習、養護施設実習など、実際の現場で活動を行う。	3 時間	93 時間
合 計		31 時間	961 時間

(3) 伝道語学科

授 業 科 目	内 容	週当たり時間	年 間 時 間
外 国 語	専攻言語の学習、及びその言語の話されている地域の文化・習慣を学ぶ。	24 時間	744 時間
天理教教理学習	天理教三原典の理解を深め、教義の研鑽につとめる。	2 時間	62 時間
教 理 実 習	布教実習、養護施設実習など、実際の現場で活動を行う。	3 時間	93 時間
世界文化研究	世界宗教を中心に学習し、附随する文化・慣習を学ぶ。	2 時間	62 時間
合 計		31 時間	961 時間

(4) 伝道実習科

授 業 科 目	内 容	週当たり時間	年 間 時 間
天理教教理研究	天理教教理、天理教史を体系的に学ぶ。 他宗教の概略を学ぶ。	6 時間	186 時間
講 義	世界文化・宗教、日本語学概論、言語学概論、翻訳・通訳理論を学ぶ。	3 時間	93 時間
実 習	派遣先国の語学学習、布教実習・教会実習、日本語の教育実習及び教案作成訓練、翻訳・通訳の実習をする。	22 時間	682 時間
合 計		31 時間	961 時間

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、A B C D Fの5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 学科主任 各1名
 - (4) 教員 12名以上（うち専任6名以上）
 - (5) 事務職員 2名以上（うち専任1名以上）
 - (6) 校医（依託）
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

日本語科

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18才以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込のある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

おやさとふせこみ科

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18才以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込のある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
- (5) 天理教信者及び信者子弟

伝道語学科

- (1) 高等学校卒業以上あるいはそれに相当する資格を持つ者
- (2) 天理教信者及び信者子弟で、将来世界たすけの用材たる自覚を有する者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

伝道実習科

- (1) 高等学校卒業以上あるいはそれに相当する資格を持つ者
- (2) 天理教信者及び信者子弟で、将来世界たすけの用材たる自覚を有する者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本校への入学は年1回とし、その時期は4月とする。

(入学手続き)

第13条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

- 1 4条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、1カ月以上休学しようとする場合は、保証人よりその事由及び休学の期間を記載した休学願に、診断書その他必要な書類を添えて提出し、校長の許可を得なければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、所定の書式による復学願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、所定の書式による退学願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第 16 条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を終了した者に対して、修了証書を授与する。

(褒賞)

第 17 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 18 条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、及び退学の三種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(5) 本校の教育趣旨に適合しない者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 19 条 本校の生徒納付金は次のとおりとする。

日本語科

(1) 入学検定料 5,000 円

(2) 入学金 30,000 円

(3) 授業料 360,000 円 (年額) 4 月、10 月の年 2 回分納

おやさとふせこみ科

(1) 入学検定料 5,000 円

(2) 入学金 30,000 円

(3) 授業料 徴収しない

伝道語学科

(1) 入学検定料 5,000 円

(2) 入学金 30,000 円

(3) 授業料 360,000 円 (年額) 4 月、10 月の年 2 回分納

伝道実習科

- (1) 入学検定料 5,000 円
- (2) 入学金 30,000 円
- (3) 授業料 徴収しない

(納入)

- 第 20 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から月割りで授業料を免除することがある。
 - 3 特別の理由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第 21 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を納入期日を超えて滞納し、その後においても納入の見込みの無い場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第 22 条 すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

- 第 23 条 日本語科生、及びおやさとふせこみ科生は原則として、本校指定の寄宿舎及び所属教会の信者詰所より通学するものとする。

(健康診断)

- 第 24 条 健康診断は、毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第 25 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。